

## 平成 28 年度 第 2 回 佐世保市図書館協議会 会議録

1. 日 時 平成 29 年 2 月 17 日（金）午後 4 時 30 分～午後 6 時
2. 場 所 佐世保市立図書館 4 階 A 会議室
3. 出席者 ○佐世保市図書館協議会委員（定数 5 名）（出席 5 名）
  - ・学校教育関係者 埋ノ江 章
  - ・社会教育関係者 宮原 利明
  - ・社会教育関係者 樋渡 憲三
  - ・家庭教育関係者 櫻井 英子
  - ・学識経験者 落合 知子○事務局（出席 3 名）
  - ・図書館長 前川 直也
  - ・館長補佐 坂口 周一
  - ・図書第一係長 熊本 立人

### 4. 挨拶（図書館長）

本日はお忙しいなかお集まりいただき、感謝申し上げます。

前回、平成 28 年 10 月に協議会を開催し、平成 27 年度の事業報告や、平成 28 年度の事業（案）を審議いただき、さらに、開館時間の拡大についてもご議論いただきました。

この、開館時間の拡大については、平成 28 年 2 月 26 日の市長からの定例記者会見の場で、記者発表し、それとともに、議会に対しても、文教厚生委員会において、議案外報告をさせていただいた。

市民の皆様にも、新聞等により広報をさせていただいた次第である。

これから、館内のカレンダーや広報誌などを通じて、周知に努めて参りたい。

本日は、平成 28 年度の事業実施状況について、及び、平成 29 年度の予算（案）に関する報告をさせていただきたい。

また、三点目として、図書館の施設利用について、具体的には、図書館内での飲食に関する基準を変更したいと考えている。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

### 5. 議題

#### （1）平成 28 年度事業実施状況について

《 説 明 》

～ 事務局から配布資料に基づき、平成 28 年度事業実施状況の報告 ～

（主な項目として）

- ・平成 28 年 4 月 本協議会から、「佐世保市立図書館の利便性向上について」答申
- ・平成 28 年 4 月 人気本コーナー新設
- ・平成 28 年 5 月 ゴールデンウィークにおける祝日臨時開館 図書館まつり 及び 第 1 回ビブリオバトル
- ・平成 28 年 7 月 長崎国際大学への出張講義
- ・平成 28 年 7 月 図書館探検ツアー

- ・平成 28 年 8 月 夏休み郷土学習教室
- ・平成 28 年 8 月 佐世保市郷土研究所 50 周年記念講演会
- ・平成 28 年 8 月 第 2 回ビブリオバトル
- ・平成 28 年 8 月 夏休みおたのしみ会
- ・平成 28 年 9 月 ルーク先生と英語で遊ぼう
- ・平成 28 年 9 月 第 1 回 英語 de 夕活（中高生対象）
- ・平成 28 年 9 月 長崎県高等学校教育研究会図書館研究会総会（講師として対応）
- ・平成 28 年 10 月 第 2 回英語 de 夕活（親子対象）
- ・平成 28 年 10 月 第 1 回佐世保市図書館協議会開催
- ・平成 28 年 11 月 第 3 回英語 de 夕活（成人女性対象）
- ・平成 28 年 11 月 第 3 回ビブリオバトル
- ・平成 28 年 11 月 第 47 回児童・生徒の郷土研究発表会
- ・平成 28 年 11 月 おはなしフェスティバル
- ・平成 28 年 11 月 特別上映会「英語 de シネマ」
- ・平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月 させぼ文化マンスにおける書道作品展示（中 2 階）
- ・平成 28 年 11 月～12 月 サンタをさがせ
- ・平成 28 年 12 月 第 4 回英語 de 夕活（成人対象）
- ・平成 28 年 12 月 特別上映会「音楽 de シネマ」
- ・平成 29 年 1 月 第 5 回英語 de 夕活（中高生対象）
- ・平成 29 年 1 月 特別上映会「字幕 de シネマ」
- ・平成 29 年 1 月～2 月 図書ボランティア養成講座（読み語り実技）
- ・平成 29 年 2 月 第 6 回英語 de 夕活（成人対象）
- ・平成 29 年 2 月 ようこそ！あかちゃん&子どもフェスタ出張対応
- ・平成 29 年 2 月 学校図書ボランティアネットワーク佐世保研修会（講師として対応）
- ・平成 29 年 2 月 第 4 回ビブリオバトル
- ・平成 29 年 2 月 第 2 回佐世保市図書館協議会開催
- ・平成 29 年 2 月 特別上映会「英語 de シネマ」
- ・平成 29 年 2 月 第 49 回佐世保市郷土研究所公開発表会
- ・平成 29 年 3 月 英語 de キッズ（国際ソロプチミスト佐世保パール主催）  
（幼児～小学 3 年生対象）
- ・平成 29 年 3 月 第 7 回英語 de 夕活
- ・平成 29 年 3 月 英語版おはなし会（米海軍佐世保基地放送局主催）  
（小学 4～6 年生対象）
- ・平成 29 年 3 月 特別上映会「字幕 de シネマ」

#### 《 質 疑 》

委 員：事務局から説明があったが、委員の方から何か質問・意見等があればお願いしたい。

委 員：新規事業を多数取り組んでいるが、前回協議において、図書館職員が温めていたアイデアを出し合う形で始めたと同っていた。事業の取組に対する手応えとしてはどうか。

事務局：例えば、英語 de 夕活については、平成 28 年 9 月以降、毎月開催しているが、元々は職員の発案であったものを、福岡アメリカンセンターとのタイアップが可能となり、事

業として開始することができたもので、大変好評をいただいている。

参加人数については、毎回変動しているところであるが、これは、一般的な英会話教室での先生と生徒というスタイルとは異なり、それぞれの開催回のテーマに応じて、参加者と同世代のアメリカ人が参加している。

例えば、中高生が対象の場合は、米海軍関係者であるボランティアスタッフが、同世代のアメリカ人を募って参加いただいている。

その上で、日本人参加者との間で、ネイティブな英語を使いながら、フレンドリーに会話を楽しんでいただき、日本とアメリカの文化交流 プラス 個人同士の交流を進めていただいている。

さらに、状況として好転していると感じているのは、平成 29 年 3 月に開催予定としている、「英語 de キッズ」及び「英語版おはなし会」である。

「英語 de キッズ」は、「国際ソロプチミスト佐世保パール」が主催となっているが、図書館での「英語 de 夕活」と同様の取組が可能である、とのソロプチからの申し出により実現したものである。

「英語版おはなし会」についても、米海軍佐世保基地放送局の職員の方からボランティアの申し出をいただき、開催するに至った次第である。

このように、参加いただく方だけでなく、イベントを開催いただく方にも新たな繋がりができていると実感している。

もう一点、特別上映会についてである。

この取組については、毎週水曜日・金曜日の通常の上映会とは異なるスタイル、「英語 de シネマ」「音楽 de シネマ」「字幕 de シネマ」の 3 パターンから開催している。

「音楽」・「英語」といった特定の趣味を対象としたものに加え、「字幕 de シネマ」は、聴覚が不自由な方を対象としたものであり、邦画に日本語字幕という形の上映会である。

洋画に日本語字幕をつけることは可能であるが、邦画に日本語字幕をつけるスタイルは、映画館や自宅での鑑賞では、なかなか見かけることができない。

図書館の利用者を増やしていきたいという考えもあるが、対象が少数であっても、バリアフリーの考え方も取り入れ、普段、映画を鑑賞する機会が少ない方を対象とした取組も、公共図書館の役割として必要と考えている。

現在の利用状況としては、まだ少ないところであるが、今後、拡大の方向に進めていきたいと考えている。

委員：「英語 de 夕活」は日本人・アメリカ人とも同年代同士が参加しているということか。

事務局：そのとおりである。昨日、第 6 回目を開催したが、バレンタインデーがテーマということで、対象は成人男女と設定していた。日本人側の参加者の年代層は幅広かったが、アメリカ人側は海軍の兵士の方が参加され、パートナーを順に交代しながらマンツーマンで会話をし、楽しい時間を過ごしていただいた。

委員：対象が小学生、中学生となると、アメリカンスクールの生徒の方々が参加するということか。

事務局：そのとおりである。若者が対象であった回では、学校での好きなことについて、また、好きな音楽のことなどについて会話をしながら、お互いに交流を深めるイベントとなっている。

委員：「本の修繕」に関する講師対応についてだが、現代本に対するものなのか。あるいは古

書、古文書を対象としたものか。

事務局：平成 28 年 9 月開催の長崎県高等学校教育研究会図書館研究会総会、平成 29 年 2 月開催の学校図書ボランティアネットワーク佐世保研修会とも、学校にて所蔵している資料を対象とした本の修理であるので、現代書を対象としたものである。

委員：一般の方は参加することはできないのか。

事務局：一般の参加者はいなかった。この 2 件はいずれもそれぞれの団体が主催であり、図書館は講師として職員を派遣した次第である。

需要があれば、図書館から出向いて対応をさせていただきたい。

委員：古文書を対象としたものでも、アウトリーチとして対応できる職員がいるのか。

事務局：長崎歴史文化博物館の古文書修復に関する研修を受講している職員が一部在籍しているが、まだ、講師として対応というレベルまでは至っていない。

日々の業務のなかで、技術・知識の習得に努めている。

委員：「図書ボランティア養成講座」の受講者は、各地区公民館図書室にいる職員が対象なのか。

事務局：一般の方を対象として募集した。これからボランティアとして活動したい方も、現在活動をされている方のスキルアップが目的でも受講可能となっており、今年は 16 名の参加があった。3 回連続の講座として開催し、最後に修了証を差し上げている。

委員：様々な分野でイベントを開催している。

現状でもかなり密度が濃い状況のように思えるが、これに合わせて開館日・開館時間が拡大となる。

開館日拡大等に伴い、職員が 5 名増という報道もなされていたが、今後、運営体制としては維持可能なのか。

事務局：確かに厳しくなる。しかし、職員の 5 名増というのは、開館日拡大等により、開館時間が年間 516 時間程増加するのだが、それに必要な人員として算定している。

その上で、図書館としては、これら開催するイベントに対し、1 から 100 まですべてを自分たちで対応していこうとは考えていない。

図書館は、人々が集う場所であると考えている。

例えば先ほどご説明差し上げた、「国際ソロプチミスト佐世保パール」主催のイベントのように、市民・利用者の方がボランティアという関わりで主体的に活動いただき、図書館は場所を提供し、サポートする形で後押しをすることを進めていきたい。

事例として申し上げますと、平成 28 年 11 月に開催した「おはなしフェスティバル」である。以前は、ボランティアの方々と、図書館の職員が読み聞かせを組み合わせで開催していたが、今回初めて、すべてボランティアの方々により構成することができた。

このように、ボランティアの方々、市民の皆さんが集い、学びができる、そのような図書館としていきたいと考えている。

同様に、本年 5 月に計画している「図書館まつり」についても、昨年の一部を除き、すべて図書館職員が対応していたが、今年はボランティアを募集し、イベントとして組み立てていきたいと考えている。

図書館は、市民の手によってつくっていくものである。

図書館は、市民が集う場を提供し、そこで市民が活躍する場があり、喜びがある。

利用者も図書館に来ることで喜び・学びがある。そのような流れに持っていきたいと考

えている。

委員：開かれた、オープンな図書館であり、図書館は市民のものであるという考えか。

事務局：そのとおりである。前回の協議において、図書館の事業計画のなかで、「図書館作り」の「作り」が漢字表記となっているが、ひらがな表記に変えた方がいいのではないか。漢字表記であれば、ただのモノづくりという点だけで捉えられがちだが、ひらがな表記にすることにより、創造性のあるものとしてイメージが膨らんでいくのご指摘をいただいた。

図書館職員だけが動くのではなく、市民の皆様にも、図書館に来館いただき、図書館をつくっていただくとの考えが基本であると思う。

## (2) 平成 29 年度予算 (案) について

～ 事務局から配布資料に基づき、平成 29 年度予算 (案) について説明 ～

平成 29 年 3 月 市議会における議決をもって承認となるため、あくまでも予算 (案) との位置づけ。

・図書館運営事業として 平成 29 年度予算 (案) 159,929 千円 前年比 24,536 千円増  
(内訳として)

- ・「施設管理」 平成 29 年度予算 (案) 36,196 千円 前年比 1,394 千円増
- ・「運営」人件費 平成 29 年度予算 (案) 62,036 千円 前年比 24,360 千円増
- ・「運営」経費関係 平成 29 年度予算 (案) 27,973 千円 前年比 1,460 千円増
- ・「図書館資料費」 平成 29 年度予算 (案) 30,925 千円 前年比 2,677 千円減
- ・「郷土研究」 平成 29 年度予算 (案) 2,799 千円 前年比 1 千円減

(平成 29 年度実施予定の主な事業として)

・祝日開館実施 (祝日開館・毎月の図書整理休館日の廃止)・夜間開館拡大 (火曜日～土曜日午後 8 時まで開館 ただし児童室・郷土資料室及び日曜日祝日午後 6 時まで)  
人員体制の見直しにより実施

(正規職員 4 名減 嘱託職員 4 名増 パート職員 5 名増 計 36 名体制)

- ・市民ギャラリー展示会の開設 (中 2 階ふるさとガイドコーナー)
- ・「佐世保市立図書館サービス計画」策定  
(本協議会からの答申に基づく対応 平成 30 年 3 月策定予定)
- ・第 2 回図書館まつりの開催 (平成 29 年 5 月 3 日～5 日)  
(アメリカ大使館領事によるアメリカへの入国体験・リーディング劇・ビブリオバトル・中 2 階ロビーにおけるボランティア団体によるイベント・コーティング講座・ブラインドブック・スタンプラリー等) ※市民の方々のボランティアを主体とした構成
- ・「佐世保市立図書館を使った調べる学習コンクール」開催  
(対象：小学生 調べる学習の推進を目的 (公財) 図書館振興財団助成事業)
- ・ビブリオバトルの定期開催 及び 長崎国際大学との連携によるビブリオバトル開催

## 《 質 疑 》

委員：事務局から説明があったが、委員の方から何か質問・意見等があればお願いしたい。

委員：今年度は図書館資料費が減額となっているようだが。

事務局：市の予算編成の組み方に関する原則として、施設維持として経常的に要する予算等を

除いた予算を「通常枠」という名目で設定しているが、この「通常枠」の予算は毎年、縮減が必要であり、平成 29 年度の縮減額は 5%となっている。

図書館資料費の予算額は約 30,000 千円であるため、約 1,500 千円は縮減対象となっている。それに加えて、サービス計画策定のため、市民アンケートを実施する予定としているが、アンケートの発送費用（返送分を含む。）として約 800 千円を見込んでいる。

全体的にマイナスシーリングがかかっている中で、どこかで捻出する必要があり、今年度は資料費の減額により調整が必要となった。

ただし、毎年資料費を減額している訳ではなく、平成 28 年度は前年比と比べて増額した経緯もある。予算編成としては厳しい環境ではあるが、可能な範囲で何とか資料費の確保ができるよう、努めていきたい。

委員：資料費が減額となることにより、所蔵冊数が減少するということはないのか。

事務局：平成 29 年度予算で約 13,900 冊が購入可能と見込んでいる。一方、毎年の除籍冊数は約 10,000 冊であり、資料費が減額となることによって所蔵冊数が減少することはない。

図書館としての収蔵規模としては 40 万冊の設計となっているのだが、現状では 46 万冊の所蔵があり、既にキャパシティを超過する状況にある。

委員：前回協議会においても説明があった「雑誌スポンサー制度」について、平成 27 年度は 1 社であったと報告されていたが、平成 28 年度の状況はどうか。

事務局：平成 28 年度は 3 社 11 誌に拡大している。

委員：市民の力・外部の力を借りて運営していく。

図書館と市民、お互いが Win-Win の関係をつくっていくという考えか。

事務局：そのとおりである。本制度を積極的に活用していきたい。

委員：図書館のイベントなどを大きく扱う新聞社もあり、新聞報道の使い方が上手くなってきたと感じている。情報発信の必要性・重要性を改めて認識したところであり、現在の図書館の運営状況として、良い方向へ循環しているように見受けられる。

近隣の平戸市の図書館は海に隣接し、また、地区公民館も併設されており、特色のある図書館として認識されているようだが、佐世保市立図書館も、地域の特性を活かし、魅力ある図書館づくりに努めてもらいたい。

委員：図書館のキャパシティについては、資料の所蔵スペースということだけでなく、利用者の座席不足のことも、イベント開催が多くなると課題となってくるのではないかと。

現状では、他に広いスペースを確保することは困難であり、大変なのではないかと思うのだが。

事務局：現在、中 2 階にはソファを新たに設置し、利用者にくつろいでいただくスペースとなるようにしているが、今後、さらにもう少し座席を増設したいと考えている。

その上で、イベント開催の際には、座席を撤去して対応したい。

また、3 階ロビーも広いので、有効活用ができないかと検討しているところである。

委員：4 月から市民ギャラリー展示会を開催するとなっているが、図書館に直接利用申込を行うのか。そして、1 回の展示期間としては 2 週間～1 ヶ月ということか。

事務局：そのとおりである。

この取組は、公民館でのサークル活動等の成果発表の場として、また、芸術作品の制作や生涯学習推進の一環として、活動の励みにしていただきたいとの思いから開始した。

中 2 階の展示スペースには、従来、郷土作家の年表や愛用品などを展示していたが、そ

の内容を縮小し、その一部を市民へ開放することにより、生涯学習の振興に加えて、家族間や地域間での繋がりができるのではないかと考えている。

こちらは、地元のタウン誌にもご紹介いただいた影響もあり、随時間い合わせをいただいている状況である。

委員：展示希望者は予約をしておけば良いのか。また、無料なのか。

事務局：そのとおりである。「市民ギャラリー展示会」として図書館が主催し、展示希望者に対し、作品を展示する場所を提供する形式となる。

展示スペースを市民の方に利用していただくことにより、図書館としても中2階の展示スペースを活性化することが可能となる。

また、市民にとっても、展示機会の提供することにより、さらなる生涯学習に対する意欲の向上につながるため、Win-Winの関係になり得ると考えている。

委員：これまで図書館を利用しなかった方の利用も見込まれるのではないか。

事務局：そうなることを期待している。展示会を閲覧後に本を借りて帰る、それに伴う利用拡大を期待している。

委員：郷土作家に関する展示も大事だが、開館以来、内容に変化はなかったのではないか。郷土作家については、地元の誇りとする部分ではあるが、今後、展示スペースとして新たに市民に提供することにより、来館、ひいては図書館利用への流れにもつながると思う。

現在、それぞれの地区で、生涯学習活動の一環として、公民館まつりが開催されているが、せいぜい2日間程度である。せっかく素晴らしい作品があっても、短期間であったのでとてももったいないと感じていた。これらが引き続き、図書館でも展示が可能となれば、展示された方も喜ばれるのではないか。

事務局：展示できる場所としては、博物館島瀬美術センターもあるが、図書館は美術センターよりも敷居が低い。

図書館であれば気軽に展示できると思うし、市の中心部にあるので多くの市民の目に留まるのではないかと考えている。

1年かけて作成した作品が、2日間・しかも、限定した地域でしか展示されないというのはもったいない。多くの方に見ていただく絶好の機会であるので、是非多くの方に申込めたい。

委員：この取組は非常に興味がある。

以前、勤務していた会社で、ロビーにおいて今回と同様の取組を行ったことがある。

その時は、手芸、ドライフラワー、パッチワーク、写真、絵画や書道などさまざまな作品の展示があったのだが、次々に予約の申込があったことを記憶している。

図書館だと、多くの利用が見込まれるのではないか。

委員：平成29年度の予算（案）のことだが、先ほどの説明で、予算については毎年、マイナスシーリングがかかるとのことであった。

一方で、図書館が様々な事業を展開していくためには、応分の費用を要する。

図書館の活性化のためには、予算の確保が重要であると考えます。

人件費の部分は増額となっている一方で、図書館資料費が減額となっている。

今後、資料費を含め、図書館運営に関する予算が減額されることがないように希望したい。

委員：昨年12月の市長定例記者会見において、祝日開館等への対応のために職員を5名増員すると報道もなされていたので、予算の件は、個人的には楽観視していた。

しかし、これまでの説明内容に加え、祝日等の開館や、夜間開館拡大により、職員はシフト勤務となってくるのではないかと思うのだが、はたして5名程度の増員でこれらの対応が可能なのか。

事務局：人員体制についてだが、全体では5名増となっているがその内訳として、正規職員を4名減員し、常勤嘱託職員が4名増、常勤パート職員が5名増となっている。

これは、従来31名体制で業務に携わっていたのであるが、業務内容に関し、正規職員でしかできない仕事・嘱託職員ですべき仕事、といった形で分解した上で、この機会に、いったんすべて見直しを行っている。

今回配布している資料で提示している、図書館運営事業の人件費は、常勤嘱託・常勤パート職員分のみとなっている。

正規職員の人件費は、社会教育課の所管となっているため、提示していない。

図書館運営事業としての人件費は増となっているが、実際には、正規職員4名減員に伴う減額が発生している。その結果、人件費としては相殺され、増減はない。

そのため、図書館資料費の減額となった要因と人件費の増減は別のもとなっている。

委員：正規職員の減員というのは、退職に伴うものなのか。

事務局：退職に伴うものではない。基本的には減員に伴い、他部署へ異動となる。

委員：全体では5名増となっているが、正規職員が減員となるというのは、これからの若い世代の就職先が安定しない要因でもあるため、あまり望ましいものではないと思う。

委員：常勤パート職員が増員となるということだが、この職員は経験者であるのか。

事務局：司書資格のある職員を採用することとなる。

正規職員については、現状、司書資格のある職員を図書館に専属で配置していないため、誰が異動となるのかはわからない形となっている。

一方、常勤嘱託職員及び常勤パート職員については、司書資格を有することを採用条件としているため、図書館としての職員のスキルが一定の水準を保てるよう努めている。

委員：正規職員が減員となることは望ましいことではないが、現状の佐世保市のルールにおいては、正規職員は、他部署への異動というリスクがある。

正規職員が異動することなく、その上で、専門的な技術や知識を伸ばして欲しいという要望が以前あったと思う。本来、正規職員が維持されることが望ましいものであると思うが、嘱託職員であっても、図書の実務に携わる職員として、図書館に精通した職員が長期的に在籍していることは良いことだと感じている。

委員：本来は、正規の専門職員を採用すべき。

委員：市職員のなかで、司書の資格を有する正規職員は、できる限り図書館に留まって業務に携わって欲しい。常勤嘱託や常勤パートの職員は、図書館に精通している一方、正規職員が、現場を把握しないまま管理する立場となるのは良くないことだと思う。

委員：学校においても、学校司書の資格を持った職員を増やそうとしているのだが、現実的には、図書館担当として配置できるのは、本来の授業対応等の業務があるため、1つの学校につき1名に限られてしまう。

さらには、学校司書の資格を持っていても、十分に学校図書館に関わるできないという現状がある。

今回の措置は、限られた条件のなか可能な範囲で、専門性を担保しようとした取組であると受け止めた。



事務局：図書館の正規職員のなかにも、事務的な職員だけが配置されているわけではない。

窓口業務を中心として対応している図書第二係には、司書資格を有する正規職員を重点的に配置している。可能な限り、図書館としての専門的な知識・技術の継承に努めていきたい。

補足として、「佐世保市立図書館を使った調べる学習コンクール」について、説明差し上げる。

今回初めて取り組もうと考えている事業であるが、元々は、公益財団法人 図書館振興財団が主催し、全国的なコンクールとして 20 年前から開催されている。

これは、夏休みの自由研究をする際に、公立図書館、学校図書館や公民館図書室の資料を使って、調べる学習を行った作品をコンクールとして開催している。

来年度から、その市内大会を開催するという位置づけになり、この取組により、図書館だけでなく、学校図書館の利用促進につなげ、また、図書館が積極的に関与していきたいと考えている。

具体的な取組内容としては、市内小学生を対象とした、夏休みにおける「調べる学習」に関する講座の開催や、モデル校を設置した上で、「調べる学習」に関する出前講座の実施などを考えている。

事業費としては、振興財団からの補助を得て、1,000 千円程度の規模を考えているが、そのうち、約 700 千円程度は図書購入費に充て、学校支援図書の充実を図りたい。

### (3) その他 図書館の施設利用について

～ 事務局から配布資料に基づき、平成 29 年度からの運用面における改正を検討している事項「館内における飲食に関するルールの見直し」について説明 ～

(主な内容として)

- ・現在、飲食については 4 階ロビーの「飲食コーナー」のみを許可している。
  - ・見直しを検討するに至った経緯の一つとして、近年、小学生が水筒を持参することが多くなり、水分補給をするために 4 階ロビーに移動することを求めることが合理性に欠ける状況となっていること。
  - ・特に、夏場の熱中症対策として考えた場合、4 階以外でも飲用することを許可することが必要となってきたと判断した。
  - ・見直し案として、食事については、現在と同様、4 階ロビーのみ許可。飲用については、「郷土資料室」を除き、条件付きで許可をしたいと考えている。
  - ・許可する条件として、
    - ア) 水筒・ペットボトルなど、蓋付きで倒してもこぼれない、密閉できる容器であること
    - イ) 水滴による資料の汚損を防ぐため、飲用後は必ず蓋を閉め、机等の上に置かず、カバン等にしまうこと
    - ウ) 万一、図書館資料や机・椅子等を汚損することがあった場合には、速やかに図書館職員に申し出ること
- 上記ア)～ウ) の条件を付して、飲用の許可を行うよう改正したい。

《 質 疑 》

委 員：事務局から説明があったが、委員の方から何か質問・意見等があればお願いしたい。

委員：持ち込む飲料に限定はあるのか。

事務局：先ほど申し上げた、蓋付きで密閉できる容器であれば、アルコールを除き、限定することはない。小学生の水筒や、ペットボトルの普及により、ペットボトル飲料を持っている方が多くなった。

それらの方が、閲覧室で一口でも飲んだとしたら、現状では注意を行っている。

委員：学校の教室ではどのような取扱いとなっているのだろうか。

委員：学校では、ペットボトルは禁止、水筒を持参することとなっている。

授業中に飲むということはないが、特に夏場は熱中症対策として、休み時間を中心として、給水するよう指導している。

小学生は、ストロー付きの水筒を利用していることが多いようだ。

委員：学校については、空調設備がない環境ということであろう。

しかし、図書館については、空調設備が整っている環境でもあり、提示のあった内容での飲用の見直しは同意しかねる。

公立図書館は公共施設の一つであり、図書館の資料は市民の財産であるという観点から考えると、資料を大切に扱うということ、来館する小学生等をはじめとした子どもたちに、公共のマナーとして教えていくためにも、一般室・児童室といった閲覧室の環境まで、飲用の許可はするべきではないと思う。

4階ロビーへ移動を求めることが合理性に欠けるということであるが、2階ロビーでの飲用を許可することで対応できないのか。

委員：同感である。ロビーが飲用可能となれば、わざわざ4階まで移動する必要はない。

学校環境でも、小学校・中学校いずれも、決められた時間のなかで水分補給をすることにより、社会でのルールを身につけられるよう指導に努めている。

昔、小さい時に図書館を利用する際には、まず、石鹸で手を洗うよう指導を受けていた。

飲食などはもっての外であった。持ってきた弁当は、中庭で食べていた記憶がある。

時代の変遷に対応する必要もあると思うが、閲覧室まで飲用可とすると、子どもたちは、机の上にボトルを置いて、誤って倒すことも大いにあると思われる。

それに対して、許容するというスタンスもあるのだろうが、公共の図書館としては、資料を大切に扱うよう、指導することも必要という考えもあるだろう。

この辺りについては、テレビや海外の影響も多分にあると思う。海外の授業風景では、机の上に飲み物を置いてあることが当たり前のようなものである。ALTも同様。

公共のマナーを伝えていくという考えであれば、2階については、飲用はロビーに限定するというのも良いのではないかと。何でも許可すると、結果として崩れてしまう危険性があると思う。

委員：図書館は公共の施設である、というスタンスは崩さない方が良いと思う。

ただ、現代社会のありようで、すべてを禁止するという事は困難であると思うので、ロビーでの飲用を許可するという事で良いのではないかと。

委員：ロビーでの飲用可とすることだけでも十分な緩和策となるのではないかと。

委員：事務局側で見直し案を挙げられた経緯について尋ねたい。

事務局：利用者から要望を受けることが多かったためである。要望の中には、なぜ、禁止区域で飲んでいることを注意しないのかということをおっしゃる方もいる。

このような些細なことが起因して、苦情が大きくなるということが、近年多くなってい

る。

教育という観点からは、委員の方々の意見ももつともであるが、現状の生活習慣として、ペットボトルを持ち慣れた世代に対して、飲用禁止ということを伝えていくことはなかなか困難なところもある。

委員：あえて図書館だからこそ、ルールが必要であると思う。

民間の書店であれば、飲みながら本を読むというスタイルもあるかもしれないが、購入もしていない本を、飲み物を傍らに置きながら読むということに、個人的には躊躇する。

近隣の書店では一時期、飲みながら本を読むことができていたが、そのスペースが今はなくなった。これは、ニーズがそぐわないといった側面もあったのではないか。

熱中症対策ということを前面に打ち出すのであれば、一般室・児童室といった本を読む場所ではなく、そこから離れたロビーを開放するという事で良いと思う。

委員：現在、2階・3階のロビーには表示がなされているのか。

事務局：前提としては、全館飲食禁止としている。その上で、4階の飲食コーナーを利用するよう促している。閲覧机などにも個々に、飲食禁止ということを表示している。

委員：表示内容として、「飲用はロビーにて」ということを追加すれば対応可能なのか。

事務局：利用者からの意見や要望として、閲覧している場所から、いちいち移動することにより、集中力が欠けてしまうなどという意見もいただいている。

ちなみに、県内公共図書館で、ペットボトル等の持ち込み・飲用を許可している図書館として、長崎市・大村市・平戸市・雲仙市などがある。

上記図書館は、飲用場所としての限定はしていない。飲用場所を限定している図書館としては諫早市がある。

また、大学関係でも、飲用可としているところが増えてきているようであり、情勢として飲用を許可するべきものかと考えた次第である。

委員：図書館の資料は公共物である。それを適切に取り扱うためには、ルールがある。エチケットであるというスタンスは必要と思う。

ロビーでの飲用が可能となれば、現行と比較すれば緩和されるところでもある。

これにより、利用者もルールをわきまえ、図書館利用におけるマナーとして、対応することになると思うし、図書館としてルールを浸透させることも大事なのではないか。

委員：図書館に所蔵する資料は、公共のものである。自宅でのことは自己責任であると思うが、図書館内では、最低限のルール・マナーがあってしかるべき。

委員：同感である。ロビーは良しとするとして、閲覧室内での飲用はいかがなものか。

将来を担う子どもたちに対し、公共マナーを、図書館を通じて身につけて欲しいと思う。

このようなことは、小さい頃に培われるものであり、大切なことであると思う。

委員：ロビーでの飲用可という緩和策で状況を見て、それでもなお、苦情があるということであれば、また改めて見直しを検討するという事はどうか。

一気に緩和してしまうと、後戻りができなくなってしまうと思うが。

事務局：委員の皆様の意見を踏まえ、境界線を引くとすると、公共物である所蔵資料の汚損を防止するという理由として、2階の一般室・児童室など閲覧室は飲用禁止という形に、原案を修正するが、それ以外の場所、3階の視聴覚室・学習室、4階会議室等での飲用は可能としても良いか。

(各委員了承)

(4) 次回開催について

今年度の開催は今回で終了となる。

ただし、現在、サービス計画について、来年度末の策定を目標として作業に着手しているが、市民アンケートを併せて実施する予定としている。

その内容について、委員からの意向も反映させたいため、(案)がまとまり次第、文書にて送付し、意見を聴取させていただきたい。

新年度については、別途改めて日程調整を行いたいと考えている。

本日は、ご多忙の中、ご参集いただき感謝申し上げます。今回いただいたご意見を踏まえ、今後、より良い図書館づくりに励んで参りたい。

以 上